

緊急事態宣言発令に伴う 子育て支援センターの 取り扱いについて

昨日、国より緊急事態宣言が発令されました。これまでは支援センターは閉室となっていたましたが、今回は、収容人数を制限した上で開所可能ですので、菁莪保育園の支援センターは**これまで通りの予約制で開所**致します。

下記は、さいたま市からの通達です。

「支援センターにつきましては、引き続き開所とする取扱いとなりました。

内容は、収容人数を50%を上限として開所する取扱いとなっております。

併設型子育て支援センターにおいても、収容人数を制限する等、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のうえ引き続き開所していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する可能性があることを申し添えます。」